

◎議案第52号 令和5年度松阪市一般会計補正予算（第2号）説明資料

1. 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

補正前の額	69,186,903
補正額	1,491,929
補正後の額	70,678,832

【歳出の主な事業】 ※事業内容については未定稿のため、後日発表するものと異なる場合があります。

《歳出》

款) 民生費

項) 社会福祉費

(単位：千円)

予算書ページ	目	事業名	補正額	内 容
11	臨時給付費	住民税非課税世帯等重点支援給付金事業費	670,547	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の状況から、特に家計への影響が大きい低所得者（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり3万円を支給する。 非課税世帯 20,500世帯×30,000円=615,000,000円 家計急変世帯 500世帯×30,000円=15,000,000円 (事業費 0→ 670,547)

款) 民生費

項) 児童福祉費

13	児童福祉総務費	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業費	115,521	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 (対象者) ・令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給を受けた方【児童数：1,900人】 ・家計が急変したことにより住民税が非課税である方と同じ水準になった方【児童数：400人】 支給額：児童1人当たり一律50,000円 支給対象児童数（見込）：2,300人 (事業費 0→ 115,521)
13	私立保育園費	私立保育園等運営支援交付金	2,840	利用者への値上げを行わずに給食の提供を行っている私立保育園等の負担を軽減するため、給食にかかる運営経費の一部を支援する。 16施設（保育園） 2,840,000円 (事業費 0→ 2,840)
13	母子父子福祉費	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業費	130,565	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 (対象者) ・令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方【児童数：2,200人】 ・家計急変により収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった、ひとり親世帯の方等【児童数：400人】 支給額：児童1人当たり一律50,000円 支給対象児童数（見込）：2,600人 (事業費 0→ 130,565)



款) 商工費  
 項) 商工費

15	商工振興費	生活支援！松阪みんなの商品券事業費	572,456	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民に対しプレミアム商品券を発行し、家計支援を行うと共に、市内事業所又は店舗での消費を促し、地域経済の活性化を図る。</p> <p>購入引換券発送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1世帯2冊</li> <li>・子育て世帯2冊（追加）</li> <li>・ひとり親、多子世帯1冊（追加）</li> </ul> <p>※全てに該当する世帯は最大5冊まで購入可能</p> <p>商品券販売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1冊7,500円分を5,000円で購入可能（プレミアム率50%）</li> <li>・500円×15枚（内じもと店舗応援推奨枠5枚）綴</li> </ul> <p>（事業費 0→ 572,456）</p>
----	-------	-------------------	---------	---

令和5年度松阪市一般会計補正予算(第2号)

番号	担当課	事業名
1	地域福祉課	住民税非課税世帯等重点支援給付金事業費
2	こども支援課	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の子育て世帯分)支給事業費
3	こども未来課	私立保育園等運営支援交付金
4	商工政策課	生活支援！松阪みんなの商品券事業費



番号	1
事業名	住民税非課税世帯等重点支援給付金事業費
予算額（主な支出）	670,547 千円（給付金 630,000 千円）
特定財源	
事業の概要	<p>エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯等に対して 1 世帯当たり 3 万円を給付し家計への影響の軽減を図る。                  ※支給対象世帯数（見込） 約 21,000 世帯</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（約 20,500 世帯）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和 5 年 6 月 1 日時点で住民登録のある世帯</li> <li>※同一の世帯に属する方全員が、令和 5 年度分の住民税均等割が課されていない世帯又は市町村の条例により住民税均等割を免除されている世帯</li> </ul> </li> <li>▶ 令和 5 年 1 月以降の家計急変世帯（約 500 世帯）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯に該当しない世帯で、予期せず令和 5 年 1 月から令和 5 年 9 月までの家計が急変し、世帯全員が令和 5 年度分の住民税が非課税である世帯と同様の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</li> </ul> </li> </ul> <p>【手続き方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯                     <ul style="list-style-type: none"> <li>市から送付される確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ返送する。</li> </ul> </li> <li>▶ 家計急変世帯                     <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類（給与明細等）を添付して申請する。</li> </ul> </li> </ul>
事業の背景など	<p>令和 3 年度から令和 4 年度と新型コロナウイルス感染症拡大や価格高騰の影響から特に影響のある低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し 1 世帯あたり臨時特別給付金等の支給を実施してきた。                  依然としてエネルギーや食料品等の物価高騰が続いていることから、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し 1 世帯あたり 3 万円の支援金の給付を行う。</p>
目的・効果など	エネルギー・食料品等価格高騰による家計への影響の軽減を図る
事業スケジュール	<p>R5. 6 月上旬 コールセンターを設置                  R5. 6 月下旬 対象者に確認書を送付                  R5. 7 月下旬 初回振込 ※以降週単位で取りまとめ振込を予定。                  R5. 7 月上旬 家計急変世帯受付開始                  R5. 9 月 29 日 受付終了                  ※上記スケジュールは予定であるため、変更する場合があります。</p>
添付資料	—
備考	—
担当課	健康福祉部地域福祉課 0598-53-4089



番号	2
事業名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業費
予算額（主な支出）	246,086千円 [ひとり親世帯分：130,565千円（うち給付金130,000千円）] [ひとり親世帯以外分：115,521千円（うち給付金115,000千円）]
特定財源	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費及び事務費補助金 246,086千円（10/10）
事業の概要	<p>食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯・低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、国の対策として給付金を支給する。</p> <p><b>* ひとり親世帯分</b>          支給対象者（見込） 1,700世帯          ・令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方          ・家計が急変したことにより収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になったひとり親世帯の方等</p> <p>●支給額 児童一人あたり一律 50,000円          ●支給要件に該当する児童数（見込） 2,600人</p> <p><b>* ひとり親世帯以外の子育て世帯分</b>          ●支給対象者（見込） 1,300世帯          ・令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」の支給を受けた方。          ・家計が急変したことにより住民税が非課税である方と同様の事情になったと認められる、申請時点で平成17年4月2日～令和6年2月29日に出生した児童を養育する方（障がい児の場合20歳未満）。</p> <p>●支給額 児童一人あたり一律 50,000円          ●支給要件に該当する児童数（見込） 2,300人</p>
事業の背景など	食費等の物価高騰に直面し、低所得の子育て世帯は深刻な影響を受けている。
目的・効果など	真に困っている方々に対する生活支援が図れる。



---

※今後、国からの具体的な通知をもとに事務を進めていくため変更となる可能性があります。

**\* ひとり親世帯分**

●申請不要の方

(対象) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方

(スケジュール) 4月28日(金)に案内通知を発送予定。

5月12日(金)に給付金の振込予定。

●申請が必要な方

(対象) 食費等の物価高騰により、家計が急変したことにより収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になったひとり親世帯の方等

(スケジュール) 5月中旬から申請受付を開始予定。審査・支給決定後、順次給付金の振込を行う予定。

事業スケジュール

**\* ひとり親世帯以外の子育て世帯分**

●申請不要の方

(対象) 令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を受けた方。

(スケジュール) 4月28日(金)に案内通知を発送予定。

5月12日(金)に給付金の振込予定。

●申請が必要な方

(対象) 食費等の物価高騰により、家計が急変したことにより住民税が非課税である方と同様の事情になったと認められる、申請時点で平成17年4月2日～令和6年2月29日に出生した児童を養育する方(障がい児の場合20歳未満)。

(スケジュール) 5月中旬から申請受付を開始予定。審査・支給決定後、順次給付金の振込を行う予定。

---

担当課

健康福祉部 こども局こども支援課

電話 0598-53-4198

---



番号	3
事業名	私立保育園等運営支援交付金
予算額（主な支出）	2,840千円
特定財源	
事業の概要	<p>利用者への値上げを行わずに給食の提供を行っている各法人の負担を軽減するため、「副食材料費の値上げを行わないこと」「給食の質の維持に努めること」を要件に、各園の給食提供数（児童数）に応じて給食にかかる運営経費の一部支援を行う。</p> <p>○各園への負担額算定 副食材料費がかかる園児数 × 200円 × 12か月</p> <p>○予算の算定 16園の副食材料費を徴収する園児数1,183人 × 200円 × 12か月 =2,839,200円</p> <p>○対象者の算定 3～5歳児1,440名のうち、国基準による免除となる257名を除く1,183名</p> <p>○単価の算定 食料品の高騰等による影響で、国が定める公定価格がこれまでの4,500円から200円引き上げて4,700円に変更され、その引き上げ相当分</p>
事業の背景など	<p>令和3年半ばからの物価高騰で昨年度も運営経費の一部支援を行ったが、その状況は続いており各法人の運営を圧迫している。</p> <p>副食材料費は、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めるとされているが、併せて、公定価格を目安として設定するようにとの指導もあり、松阪市公立園の副食材料費は、公定価格を基準に現行は4,500円と設定し、私立園においても同様に設定をしている。</p> <p>食料料費が上昇すればその上昇分を保護者へ負担を求めるのが本来の形ではあるが、多方面で生活に関わる物価が値上がりしている中、副食材料費の値上げは保護者へ負担をしいることから、各法人は値上げをせずに運営をしている状況であり、質の高い保育サービスを継続していただくために支援をする必要がある。</p>
目的・効果など	<p>現在は各私立保育園が副食材料費高騰分を負担していることから、その負担が一部軽減され、私立保育園の安定的な運営が継続できることにより、市内の子どもへの保育提供が続けられる。</p>
事業スケジュール	<p>令和5年7月中旬～ 申請受付 令和5年8月上旬～ 支援交付金を交付</p>
添付資料	なし

---

備考

【私立幼稚園】保育園の自園調理とは異なり、独自のメニュー（仕出し弁当）としていること。保育園のように全員が毎日給食を食べる全員給食ではなく、給食数を希望できる（週0～5回で家庭からの弁当持参可能）希望給食であることから事業対象外とする。

---

担当課

健康福祉部こども局こども未来課 電話 53-4083

---



番号	4
事業名	生活支援!松阪みんなの商品券事業費
予算額(主な支出)	572,456千円(補助金549,161千円 委託料6,838千円)
特定財源	
事業の概要	<p>エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受ける市民に対しプレミアム商品券を発行し、家計支援を行うと共に、市内事業所又は店舗での消費を促し、地域経済の活性化を図る。</p> <p>商品券は、券面額7,500円の商品券を5,000円で販売する。(プレミアム率50%)</p>
事業の背景など	<p>松阪市では、昨年、新型コロナウイルス感染症・物価高騰等の経済対策として【第3弾】松阪みんなの商品券を発行し、市民の家計支援を行うとともに、市内事業所又は店舗での消費を促す取り組みを行った。しかしながら、依然として物価高騰等の波は収束せず、市内の事業所や店舗は大きな影響を受けていると推測される。さらには、食料品等の価格においても、民間の調査において、4月に5,100品目、5月以降も4,000品目近くが値上げになる見込であり、今年秋まで長引く調査結果もでており、早急な対策が必要である。</p>
目的・効果など	<ul style="list-style-type: none"><li>・プレミアム率50%の商品券を発行することで、市民の購買意欲を高めるとともに、これを機会として付加価値の高い商品を市内事業所又は店舗で購入いただくよう働きかける。</li><li>・市内に本社、本店のある事業所又は店舗での使用を推奨する「じもと店舗応援推奨枠(あか券)」の発行により、じもと店舗における消費を喚起する。</li><li>・本事業を通じて、市民の消費を促し、市内循環を図ることにより早期の経済回復及び雇用を守る。</li></ul>
事業スケジュール	<p>5月中旬 参加店舗の募集開始</p> <p>7月下旬 購入引換券の発送</p> <p>8月1日より商品券の販売及び使用開始</p>
添付資料	あり
備考	なし
担当課	商工政策課 53-4361



## 「生活支援！松阪みんなの商品券事業」の概要

### 【事業の目的・ねらい】

エネルギー・食料品等の価格高騰により、影響を受けている市民に対しプレミアム商品券を発行し、家計支援を行うとともに、市内事業所及び店舗での消費を促し、地域経済の活性化を図る。

### 【商品券の内容】

- 1冊7,500円分の商品券を5,000円で発売（プレミアム率50%）
- 500円券×15枚綴り（15枚のうち5枚(2,500円)分は「じもと店舗応援推奨枠」）

### 【対象者】

- 全世帯 74,500世帯 2冊
- 子育て世帯 15,000世帯 2冊
- ひとり親・多子世帯 3,500世帯 1冊

※全てに該当する世帯は最大5冊まで購入可能。

### 【購入方法及び期間】

- 購入引換券(1枚につき1冊購入可能)と現金を持参のうえ、令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火)の間にて市内金融機関にて販売。なお、特設販売窓口も開設予定。

### 【使用期間】

- 令和5年8月1日(火)～令和5年11月30日(木)

### 【使用方法】

- 市内の登録事業所及び店舗にて使用

### 【取扱店換金場所】

- 市内金融機関にて換金

### 【事業費】

- 総額 572,456千円